

平成 20 年 8 月 6 日

厚生労働大臣 舛添 要一 殿

中央最低賃金審議会  
会長 今野 浩一郎

## 平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 20 年 6 月 30 日に諮問のあった平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、「中小企業生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT 化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努めること、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成 20 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表 1 中で下線が付されていない県については、同表に掲げる金額とし、下線が付された都道府県（利用可能な直近の平成 18 年度データに基づく生活保護水準との乖離額から、平成 19 年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準を下回っている都道府県）については、それぞれ表 2 の C 欄に掲げる乖離額を当該乖離額を解消するための期間として地方最低賃金審議会で定める年数で除して得た金額と、表 1 に掲げる金額とを比較して大きい方の額とする。

(表 1)

ランク	都道府県	金額
A	<u>千葉</u> 、 <u>東京</u> 、 <u>神奈川</u> 、 <u>愛知</u> 、 <u>大阪</u>	15円
B	栃木、 <u>埼玉</u> 、富山、長野、静岡、三重、滋賀、 <u>京都</u> 、 <u>兵庫</u> 、 <u>広島</u>	11円
C	<u>北海道</u> 、 <u>宮城</u> 、 <u>福島</u> 、 <u>茨城</u> 、 <u>群馬</u> 、 <u>新潟</u> 、 <u>石川</u> 、 <u>福井</u> 、 <u>山梨</u> 、 <u>岐阜</u> 、 <u>奈良</u> 、 <u>和歌山</u> 、 <u>岡山</u> 、 <u>山口</u> 、 <u>香川</u> 、 <u>福岡</u>	10円
D	<u>青森</u> 、 <u>岩手</u> 、 <u>秋田</u> 、 <u>山形</u> 、 <u>鳥取</u> 、 <u>島根</u> 、 <u>徳島</u> 、 <u>愛媛</u> 、 <u>高知</u> 、 <u>佐賀</u> 、 <u>長崎</u> 、 <u>熊本</u> 、 <u>大分</u> 、 <u>宮崎</u> 、 <u>鹿児島</u> 、 <u>沖縄</u>	7円

(表 2)

都道府県	平成 18 年度データ に基づく乖離額 (A)	平成 19 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (=A-B)
北海道	63円	10円	53円
青森	20円	9円	11円
宮城	31円	11円	20円
秋田	17円	8円	9円
埼玉	56円	15円	41円
千葉	35円	19円	16円

東京	100円	20円	80円
神奈川	108円	19円	89円
京都	47円	14円	33円
大阪	53円	19円	34円
兵庫	36円	14円	22円
広島	37円	15円	22円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安審議に当たっては、平成16年12月15日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年7月1日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 上記表2のC欄に掲げる乖離額については、最低賃金法改正法の趣旨に鑑みれば、速やかに解消することが望ましいが、一方で、最低賃金額は労働者の生計費なかならず生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金や通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきものであることから、各地域の経済情勢、雇用状況等の実態を踏まえてこれを解消するべきである。

このため、目安小委員会の公益委員としては、残された乖離額について、原則として2年以内に解消することとし、そうした場合に、今年度の引上げ額が、これまでに例を見ないほどに大幅になるケースについては、3年程度でこれを解消することが適当と考える。

ただし、こうした考え方に基づいてもなお、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすおそれがあるケースについては、5年程度でこれを解消することが適当と考える。

なお、具体的な解消期間及び解消額については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (3) また、今後の最低賃金と生活保護の具体的な比較については、その時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。
- (4) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成20年8月4日

## 1 はじめに

平成20年度の地域別最低賃金額改定の目安については、中央最低賃金審議会に対して「現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年7月1日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議を求める諮問がなされた中で、累次にわたり会議を開催し、目安額についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、経済は下降局面にあるといわれているが、ようやくデフレを脱却しつつあり、緩やかながらも底堅い成長軌道にあると認識しているとしたものの、勤労者への所得増加には結びついておらず、さらに食料品など生活必需品の値上がりが顕著にみられることを指摘し、生活防衛の観点からも最低賃金の大幅な引上げが必要であると主張した。さらに、雇用形態の多様化が進展する中で、勤労者の所得格差が拡大し続けており、ナショナルミニマムとして「生活できる賃金」を保障することが必要不可欠であると主張した。

今年が目安決定に当たっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、すべての労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護水準を上回ることは当然として、働く人の賃金の底上げにつながる最低賃金とすべきであるとし、具体的には、高卒初任給や、一般労働者の平均賃金の50%程度、連合が試算した最低生計費からは時間給900円を超える水準が必要であり、この水準に向け中長期的に引き上げるために、本年は50円程度の引上げを図る必要があると最後まで強く主張した。

また、生活保護との整合性に対する考え方については、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」を保障する憲法第25条の生存権及び最低賃金法第9条第3項の規定に基づき、誰もが生活保護を上回る最低賃金水準とすべきであり、県庁所在地の生活保護基準とすることが適切であると主張するとともに、生活保護基準を時間換算するための労働時間については、必要生計費と実態賃金を比較することが適切であり、一般労働者の所定内実労働時間とすべきと主張した。さらに、基準の取り方については、18歳単身の生活扶助の第1類費、第2類費及び住宅扶助に、すべての世帯構成員に対して支給される必要最低生計費である期末一時扶助を加えるべきであると主張した。

なお、乖離額の解消については、最低賃金法改正法の趣旨に鑑みれば、単年度で解消すべきと主張した。

## 3 使用者側見解

使用者側委員は、景気の現状は1年前とは全く異なる様相を呈しており、日本経済全体としては踊り場局面にあるが、原燃料の高騰等により、企業業績は減益、景況感も悪化していること、また、輸出の減速及び原燃料価格の高騰を背景に、経常利益の年度計画が大幅に修正されていることや、倒産件数も増加傾向にあることを指摘するとともに、地域経済の現状についても、日銀の「地域経

済報告」等によれば、足下の景気は全体として減速しているとしつつも、依然、地域差がみられ、有効求人倍率や失業率についても、地域間で相違がみられると指摘した。

また、中小企業の景況は、原油・原材料価格の高騰が止まらない一方で価格転嫁ができないという厳しい状況の下で悪化の一途をたどっており、無理な人件費の増加は中小零細企業の存続に関わる問題になりかねないと主張するとともに、設備投資計画などをみても大企業と比較して大きく落ち込んでおり、中小企業の先行きに対する不透明感・不安感が非常に強いと主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の目安審議については、最低賃金を決定する際の決定基準の一つである「労働者の生計費」を考慮するに当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが法律に明記されたこと、加えて、諮問の際に求められた「成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論」への配慮について真摯に受け止めて議論することが必要であるが、経済の状況は全体として厳しい状況にあり、特に、我が国企業数の99.7%を占め、労働者の7割を雇用している中小・零細企業はより厳しい状況にあること、さらには、地域間の「ばらつき」もあることなどから、企業の存続や雇用に及ぼす影響を考慮する必要があるとして、大幅な引上げを行える状況にはないことを最後まで強く主張した。

また、生活保護との整合性に対する考え方については、最低賃金と比較する際的生活保護として、考慮すべき年齢については様々な考えがあるものの、基本的には、単身者の生活扶助の第1類費と第2類費を人口加重平均したものに住宅扶助の実績値を加えたものと認識しているとし、最低賃金を月額換算する上で用いる労働時間については、実労働時間をとることは適切ではなく、法定労働時間をとるべきであると主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

今年度の目安審議については、公益委員としては、これまでの中央最低賃金審議会における審議を尊重しつつ、「現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年7月1日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、上記の労使の小規模企業の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめた。

今年度の目安額の算定については、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とするとともに、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係にも配慮しつつ、加えて、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとする規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の趣旨を踏まえ、一定の前提の下での生活保護と最低賃金との比較を行うなど、様々な要素を総合的に勘案したものである。

地域別最低賃金の具体的な水準は、労働者の生計費及び賃金並びに通常の仕事の賃金支払能力という3つの要素を考慮して決定されるものである。このうち、労働者の生計費については、生活保護に係る施策との整合性について配慮する旨の規定が、先般の最低賃金法改正により新たに追加さ

れ、生計費の1つの要素として生活保護があることが、法律上明確にされたところである。

生活保護との関係は、最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき3つの考慮要素のうち生計費に係るものであることから、最低賃金法の規定ぶりとしては、生活保護との整合性に配慮すると規定されているところであるが、法律上、特に生活保護との整合性だけが明確にされた点からすれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨と解することが適当である。

最低賃金と生活保護の比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当と考えたところである。(直近データによる比較は、別添グラフ参照。)

本小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、下記1を公益委員見解として同審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

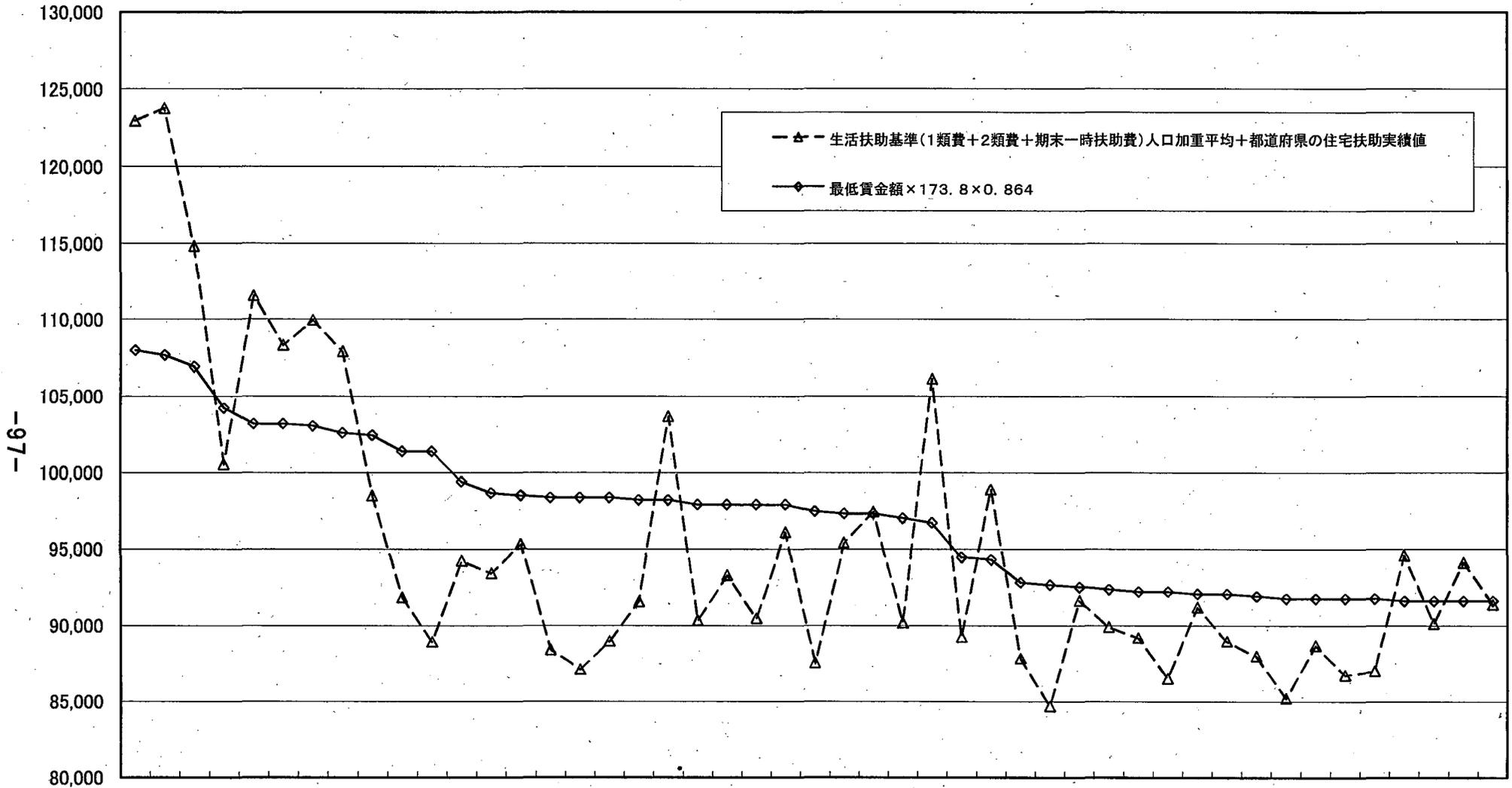
さらに、本小委員会としては、成長力底上げ戦略推進円卓会議において中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針が取りまとめられたことを重く受け止め、政府において、「中小企業生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努めること、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

(以下、別紙1と同じ。)

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東 京 大 阪 愛 知 千 葉 埼 玉 京 都 兵 庫 静 岡 岐 阜 三 重 滋 賀 栃 木 奈 良 木 茨 城 山 梨 山 梨 長 野 群 馬 広 島 富 山 石 川 和 歌 山 福 岡 福 井 新 潟 岡 山 山 口 北 海 道 香 川 宮 城 福 島 徳 島 愛 媛 高 知 鳥 取 島 根 山 形 大 分 熊 本 佐 賀 長 崎 宮 崎 鹿 児 島 青 森 岩 手 秋 田 沖 縄

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)データは平成18年度のもの。

平成 21 年 7 月 29 日

厚生労働大臣 舛添 要一 殿

中央最低賃金審議会  
会長 今野 浩一郎

平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 21 年 6 月 30 日に諮問のあった平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 以下に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、IT 化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力の向上、下請適正取引の推進等により、中小企業の生産性向上に引続き取り組むことを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

1 平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安は、以下の (1) 及び (2) によることとする。

(1) 表中の都道府県（利用可能な直近の平成 19 年度データに基づく生活保護水準との乖離額から、平成 20 年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準を下回っている都道府県）の引上げ額の目安は、

- ① 表中の下線が付されていない都道府県（昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降も引き続き乖離額を解消することとされていた都道府県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、昨年度において乖離額を解消するための期間として同審議会が定めた予定解消年数（以下「予定解消年数」という。）から 1 年を控除した年数（以下「乖離解消予定残年数」という。）に 1 年を加えた年数で除して得た金額とする。ただし、そうした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼさないと考えられるケースについては、少なくとも当該金額は引き上げるとした上で、同表の C 欄に掲げる乖離額を乖離解消予定残年数で除して得た金額も十分踏まえて、地方最低賃金審議会において審議を行うものとする。
- ② 表中の下線が付された県（昨年度に乖離額を一旦解消したが、最新のデータに基づいて比較を行った結果、新たに乖離額が生じた県）については、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、当該乖離額を解消するための期間として地方最低賃金審議会が定める年数で除して得た金額とする。

(2) 表中の都道府県以外の県については、現下の経済・企業・雇用動向等を踏まえ、今年度については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当である。

都道府県	平成 19 年度データに基づく乖離額 (A)	平成 20 年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (=A-B)
北海道	60円	13円	47円
青森	20円	11円	9円
宮城	34円	14円	20円
秋田	14円	11円	3円
埼玉	43円	20円	23円
千葉	22円	17円	5円
東京	87円	27円	60円
神奈川	96円	30円	66円
京都	40円	17円	23円
大阪	43円	17円	26円
兵庫	31円	15円	16円
広島	30円	14円	16円

2 現下の厳しい経済・企業・雇用動向等を踏まえ、今年度の目安は以上のとおりとしたが、今後とも、成長力底上げ戦略推進円卓会議において合意された「中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針」を尊重し、同基本方針に沿って、政労使が一体となって取組を継続していくこととする。

3 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成 16 年 12 月 15 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基に審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

(2) 昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降も引き続き乖離額を解消することとされていた都道府県については、今年度の解消額は、昨年度の公益委員見解で示した考え方に基づけば、本来、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、乖離解消予定残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、昨年度の地方最低賃金審議会の答申後、アメリカの金融危機を発端とした世界同時不況により、我が国における経済・企業・雇用動向等は、著しく悪化していると認められるところである。

また、最低賃金と生活保護の比較について、最新のデータに基づいてこれを行った結果、昨年度の地方最低賃金審議会において最低賃金が生活保護水準を下回っているとされた都道府県のすべてにおいて、乖離額が昨年度と比較して大きく拡大するといった状況が見られるところである。

このため、最低賃金額は、労働者の生計費なканずく生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきであることにかんがみ、各地域の経済・企業・雇用動向等の実態を踏まえ、今年度においては、緊急避難的な措置として、上記の昨年度の公益委員見解で示した考え方に基づく解消方法を見直すこともやむを得ないものとする。

その場合、今年度の解消額の目安については、予定解消年数を 1 年延長することを想定し、乖離額を乖離解消予定残年数に 1 年を加えた年数で除して得た金額を原則とすることが適当である。ただし、そうした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼさないと考えられるケースについては、少なくとも当該金額は解消するとして、予定解消年数を延長しないこととして乖離解消予定残年数で除して得た金額も十分踏まえて、地方最低賃金審議会において審議を行うことが適当である。

(3) 上記の見直しに伴い、残された乖離額を解消するための期間について、昨年度の地方最低賃金審議会の答申において、原則として今年度で乖離額を解消するとしてケース（宮城、埼玉、京都、大阪、兵庫、広島）は、乖離解消予定残年数に 1 年を加えた年数までと見直すことが適

当と考える。

一方、昨年度の地方最低賃金審議会の答申において、昨年度で乖離額を解消するとしたケース（青森、秋田、千葉）については、今年度新たに発生した乖離額について、昨年度の公益委員見解で示した考え方を踏まえ、原則として2年以内とすることが適当と考える。そうした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、3年以内とすることが適当と考える。

なお、具体的な解消期間については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (4) また、今後の最低賃金と生活保護の具体的な比較については、その時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。ただし、解消すべき生活保護との乖離額が年々大きく変動するという問題については、別途対応を検討することが適当である。
- (5) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成21年7月27日

## 1 はじめに

平成21年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、2002年以降、景気拡大局面においても、その成長成果は労働者に対して十分に配分されないまま現在に至り、勤労者生活も厳しい状況となっており、今後、日本経済が本格的な回復へと向かうためには、勤労者生活の安心・安定を確保し、個人消費の落ち込みに歯止めをかける必要があると主張した。

また、勤労者の所得格差が拡大し貧困率もアメリカに次いで高水準となっており、生活そのものに困難を極める人たちが増大していることを指摘し、ナショナルミニマムとして「生活できる賃金水準」を保障することが必要不可欠と主張した。

さらに、最低賃金の水準は一般労働者の賃金実態からみて依然として低く、賃金の底上げにつながる実効性の高い最低賃金を確立することが急務となっていると主張した。

こうした状況を踏まえれば、今年を目安審議においては、改正最低賃金法の趣旨である「雇用形態の多様化の進展や低賃金労働者層の増大などの環境変化に対応した賃金のセーフティネットとしての機能強化」を実現するため、賃金の底上げの歩みを止めることなく、最低賃金水準の着実な改善を行うことが肝要であると主張した。具体的には、最低賃金の水準は、高卒初任給や一般労働者の平均賃金の50%程度、連合が試算した最低生計費からすると、時間給900円を超えるものとする必要があると、この水準に向けて中期的に引き上げるために、賃金の底上げにつながり、生活できる最低賃金の確立に向けて、その目的に合致した水準の引上げを図ることが不可欠であると最後まで強く主張した。

また、生活保護との乖離解消については、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」を保障する憲法第25条（生存権）及び改正最低賃金法の趣旨にかんがみれば、昨年度の公益委員見解で示された内容に基づき、速やかに解消することが望ましいと主張した。

## 3 使用者側見解

使用者側委員は、日本経済は、まさに百年に一度と言われる大変厳しい状況にあり、最近、景気の底打ち感が見られるとの指摘もあるが、最悪期を脱するかどうかという話であり、経済活動の水準は未だに極めて低い状態にとどまっていると主張した。また、企業収益の悪化により設備投資が落ち込み、雇用失業情勢の悪化などから個人消費や住宅投資も低迷するなど、地方経済の回復の見通しも全く立っておらず、不況は長期化の様相を呈していると主張した。

また、企業の倒産件数も増加しており、とりわけ中小企業は倒産件数全体の99%を占めている。今後も倒産件数はさらに増えることが見込まれており、中小企業はまさに生き残りをかけた危機的な状況が続いているといっても過言ではないと主張した。

さらに、雇用失業情勢も日々深刻の度合いが増しているが、雇用調整助成金に係る休業等実施計画届の受理状況が6万事業所以上、対象人数200万人以上にもものぼるなど、企業は雇用維持に最大限の努力を行っている。しかし、こうした企業努力にも限界があり、雇用過剰感が、特に中小企業

において高まっているということを最後まで強く主張した。

以上の点を踏まえれば、始めに「最低賃金の引上げありき」という前提で審議を行うことは、結果として雇用の不安定化につながることになりかねず、今年度の目安審議に当たっては、賃金の伸び率が過去最悪を更新した賃金改定状況調査結果を十分に踏まえて慎重に議論を行うべきと主張した。

また、生活保護との乖離解消については、未曾有の経済危機の発生や、生活保護の基準年度の変更による乖離額の大幅な拡大という、全く想定外の事象が発生した。改正最低賃金法の趣旨を踏まえれば、乖離解消努力の必要性については理解しているが、これらの想定外の事象が発生した以上は、昨年定めた乖離解消の方法について見直しが避けられないと主張した。また、乖離額の大幅変動問題については、今後、見直しも含めた本質的な対応も必要であると主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とするとともに、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係にも配慮しつつ、加えて、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとする規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の趣旨を踏まえ、昨年度の公益委員見解で示した、一定の前提の下での生活保護と最低賃金との比較(直近データによる比較は、別添グラフ参照。)を行い、また、上記の労使の小規模企業の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめた。

本小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、下記1を公益委員見解として同審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、審議の際の留意点等に関し、下記2以下のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

さらに、本小委員会としては、政府において、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力の向上、下請適正取引の推進等により、中小企業の生産性向上に引続き取り組むことを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ。)



平成 22 年 8 月 6 日

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

中央最低賃金審議会  
会長 今野 浩一郎

平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 22 年 7 月 2 日に諮問のあった平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 以下に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 本年 6 月の雇用戦略対話の最低賃金引上げの合意において、当該合意における最低賃金引上げの目標の円滑な達成を支援するため、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援等の取組を講じることを検討すべきとされており、政府において必要な検討が行われることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 平成22年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

1 平成22年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表1中で下線が付されていない県については、同表に掲げる金額とし、下線が付された都道府県（利用可能な直近の平成20年度データに基づく生活保護水準との乖離額から、平成21年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準を下回っている都道府県）については、以下に掲げる金額と、表1に掲げる金額とを比較して大きい方の金額とする。

- (1) 表2中の下線が付されていない都道府県（昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降も引き続き乖離額を解消することとされていた都道府県）については、原則として、それぞれ同表のC欄に掲げる乖離額を、昨年度において乖離額を解消するための期間として同審議会が定めた予定解消年数（以下「予定解消年数」という。）から1年を控除した年数（以下「乖離解消予定残年数」という。）で除して得た金額とする。ただし、そうした場合に、今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるケースや、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、当該金額を原則としつつ、同表のC欄に掲げる乖離額を乖離解消予定残年数に1年を加えた年数で除して得た金額も踏まえて、地方最低賃金審議会において審議を行うものとする。
- (2) 表2中の下線が付された県（昨年度に乖離額を一旦解消したが、最新のデータに基づいて比較を行った結果、新たに乖離額が生じた県）については、それぞれ同表のC欄に掲げる乖離額を、当該乖離額を解消するための期間として地方最低賃金審議会が定める年数で除して得た金額とする。

(表1)

ランク	都道府県	金額
A	<u>千葉</u> 、 <u>東京</u> 、 <u>神奈川</u> 、 <u>愛知</u> 、 <u>大阪</u>	10円
B	<u>栃木</u> 、 <u>埼玉</u> 、 <u>富山</u> 、 <u>長野</u> 、 <u>静岡</u> 、 <u>三重</u> 、 <u>滋賀</u> 、 <u>京都</u> 、 <u>兵庫</u> 、 <u>広島</u>	10円
C	<u>北海道</u> 、 <u>宮城</u> 、 <u>福島</u> 、 <u>茨城</u> 、 <u>群馬</u> 、 <u>新潟</u> 、 <u>石川</u> 、 <u>福井</u> 、 <u>山梨</u> 、 <u>岐阜</u> 、 <u>奈良</u> 、 <u>和歌山</u> 、 <u>岡山</u> 、 <u>山口</u> 、 <u>香川</u> 、 <u>福岡</u>	10円
D	<u>青森</u> 、 <u>岩手</u> 、 <u>秋田</u> 、 <u>山形</u> 、 <u>鳥取</u> 、 <u>島根</u> 、 <u>徳島</u> 、 <u>愛媛</u> 、 <u>高知</u> 、 <u>佐賀</u> 、 <u>長崎</u> 、 <u>熊本</u> 、 <u>大分</u> 、 <u>宮崎</u> 、 <u>鹿児島</u> 、 <u>沖縄</u>	10円

(表2)

都道府県	平成20年度データ に基づく乖離額 (A)	平成21年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (=A-B)
北海道	50円	11円	39円
青森	9円	3円	6円
宮城	23円	9円	14円
秋田	8円	3円	5円
埼玉	27円	13円	14円
千葉	10円	5円	5円
東京	65円	25円	40円
神奈川	70円	23円	47円
京都	32円	12円	20円
大阪	31円	14円	17円
兵庫	22円	9円	13円
広島	22円	9円	13円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成16年12月15日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日 雇用戦略対話第4回会合）を踏まえた」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降も引き続き乖離額を解消することとされていた都道府県については、今年度の解消額は、これまでの公益委員見解で示した考え方に基づけば、本来、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、乖離解消予定残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、最低賃金と生活保護の比較について、最新のデータに基づいてこれを行った結果、昨年度の地方最低賃金審議会において最低賃金が生活保護水準を下回っているとされた都道府県の大部分において、乖離額が昨年度と比較して拡大するといった状況が見られるところである。

このため、最低賃金額は、労働者の生計費なканずく生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきであることにかんがみ、各地域の経済・企業・雇用動向等の実態を踏まえ、今年度においては、上記のこれまでの公益委員見解で示した考え方に基づく解消方法を見直すことも

やむを得ないものとする。

具体的には、今年度の解消額の目安については、乖離額を乖離解消予定残年数で除して得た金額を原則とすることが適当である。ただし、そうした場合に、今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるケースや、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、当該金額を原則としつつ、乖離解消予定残年数に1年を加えた年数で除して得た金額も踏まえて、地方最低賃金審議会において審議を行うことが適当である。

- (3) 上記の見直しに伴い、残された乖離額を解消するための期間について、昨年度の地方最低賃金審議会の答申において、原則として今年度で乖離額を解消するとしたケース（埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、今年度で乖離額を解消するとした場合、引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるものや、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるものについては、乖離解消予定残年数に1年を加えた年数までと見直すことが適当と考える。

一方、昨年度の地方最低賃金審議会の答申において、昨年度で乖離額を解消するとしたケース（秋田、千葉）については、今年度新たに発生した乖離額について、これまでの公益委員見解で示した考え方を踏まえると原則として2年以内で解消することになるが、できるだけ速やかな解消を図ることが適当と考える。

なお、具体的な解消期間については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (4) また、今後の最低賃金と生活保護の具体的な比較については、その時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。ただし、解消すべき生活保護との乖離額が年々大きく変動するという問題については、別途対応を検討することが適当である。
- (5) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成22年8月4日

## 1. はじめに

平成22年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2. 労働者側見解

労働者側委員は、勤労者の所得格差が拡大し、生活そのものに困難を極める人たちが拡大していることを指摘し、ナショナルミニマムとして「生活できる最低賃金水準」を早急に確立することが必要不可欠と指摘した。

また、日本経済は、アジアを中心とした輸出入の回復によって景気回復の兆しが見られるものの、配分構造は歪んだままであり、雇用や消費関連の指標の改善は見られず、内需は弱いままとなっている。今後、日本経済が回復へと向かうためには、勤労者生活の安心・安定を確保し、個人消費の落ち込みに歯止めをかけ、消費拡大へ反転させる必要があると主張した。

さらに、最低賃金の水準は一般労働者の賃金実態からみて依然として低く、先進国の中でもっとも低い水準となっており、賃金の底上げにつながる最低賃金を確立することが急務となっていると主張した。

次に、雇用戦略対話において、最低賃金の具体的な目標金額の水準について合意がなされたことを高く評価し、政労使による初めての目標金額の水準の確認であり、極めて重い合意であると主張した。

こうした状況を踏まえれば、雇用戦略対話の合意に掲げられた目標の達成に向け、着実な一歩となる目安を具体的に示すことが必要であると主張した。具体的には、勤労者生活や最低賃金の現状を踏まえれば、本年度をスタートとして3年程度でこの目標を実現することが必要であり、とりわけ800円との乖離が大きいC、Dランクについて、この目標を踏まえた大幅な引上げを行うべきであると最後まで強く主張した。

また、生活保護との乖離解消については、最低賃金法上も要請されており、生活保護との乖離がある地域においては、一気に解消することを強く求めると主張した。

## 3. 使用者側見解

使用者側委員は、日本経済は、着実に持ち直しの動きが続いているが、設備投資に力強さが見られないなど、民間主導の自律的な景気回復過程に入っているとは言い難い状況にあり、とりわけ、中小零細企業の多くは、いまだに景気回復の実感すら持てないところが多いのが実態であると主張した。

また、完全失業率は4カ月連続の上昇となり、有効求人倍率も依然として低水準であり、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いていると主張した。

さらに、雇用戦略対話における合意については、数値目標の部分だけでなく、その前提条件である事項（経済成長、中小企業の生産性、中小企業支援策）のすべてをパッケージとして合意されたものであり、数値目標だけ取り出して検討できない。とりわけ、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が重要であるが、当面、この達成は極めて困難である。また、中小企業の生産性は停滞ないしマイナス傾向にあり、中小企業の具体的な支援策は未だ決まっていない。こうした状況の中で、最低賃金だけを引き上げれば、中小零細企業にもたらす影響は測りしれず、企業

の存続をおびやかすだけでなく、地域の雇用情勢の更なる悪化を招くおそれがあると最後まで強く主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の目安審議に当たっては、全てのランクでマイナスとなっている賃金改定状況調査結果を十分に踏まえて議論を行うべきであり、経済成長の前提を満たしていないだけでなく、パッケージとして合意された事項のいずれも達成されていない現状においては、とりわけCDランクの大幅な引上げは困難であると主張した。

また、生活保護との乖離解消については、生活保護の基準年度の変更により、乖離額が拡大し、再び乖離が生じた。乖離額が拡大した地域については、地域の経済状況や賃金の分布状況を踏まえながら、昨年同様に乖離解消の方法について見直しが必要と主張した。また、乖離額の変動問題については、今後、早急に検討を行うべきと主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とするとともに、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係にも配慮しつつ、加えて、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとする規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の趣旨及び雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日 雇用戦略対話第4回会合。以下「雇用戦略対話合意」という。）を踏まえ、平成20年度の公益委員見解で示した、一定の前提の下での生活保護と最低賃金との比較（直近データによる比較は、別添グラフ参照。）を行い、また、上記の労使の小規模企業の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめた。なお、公益委員としては、雇用戦略対話合意については、できる限り早期に全国最低800円を確保すること、経済成長、中小企業の生産性、中小企業支援策の実施状況に配慮すべきものとする。

本小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、下記1を公益委員見解として同審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、審議の際の留意点等に関し、下記2以下のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっており、不満の意を表明した。また、使用者側の全部は、下記1の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

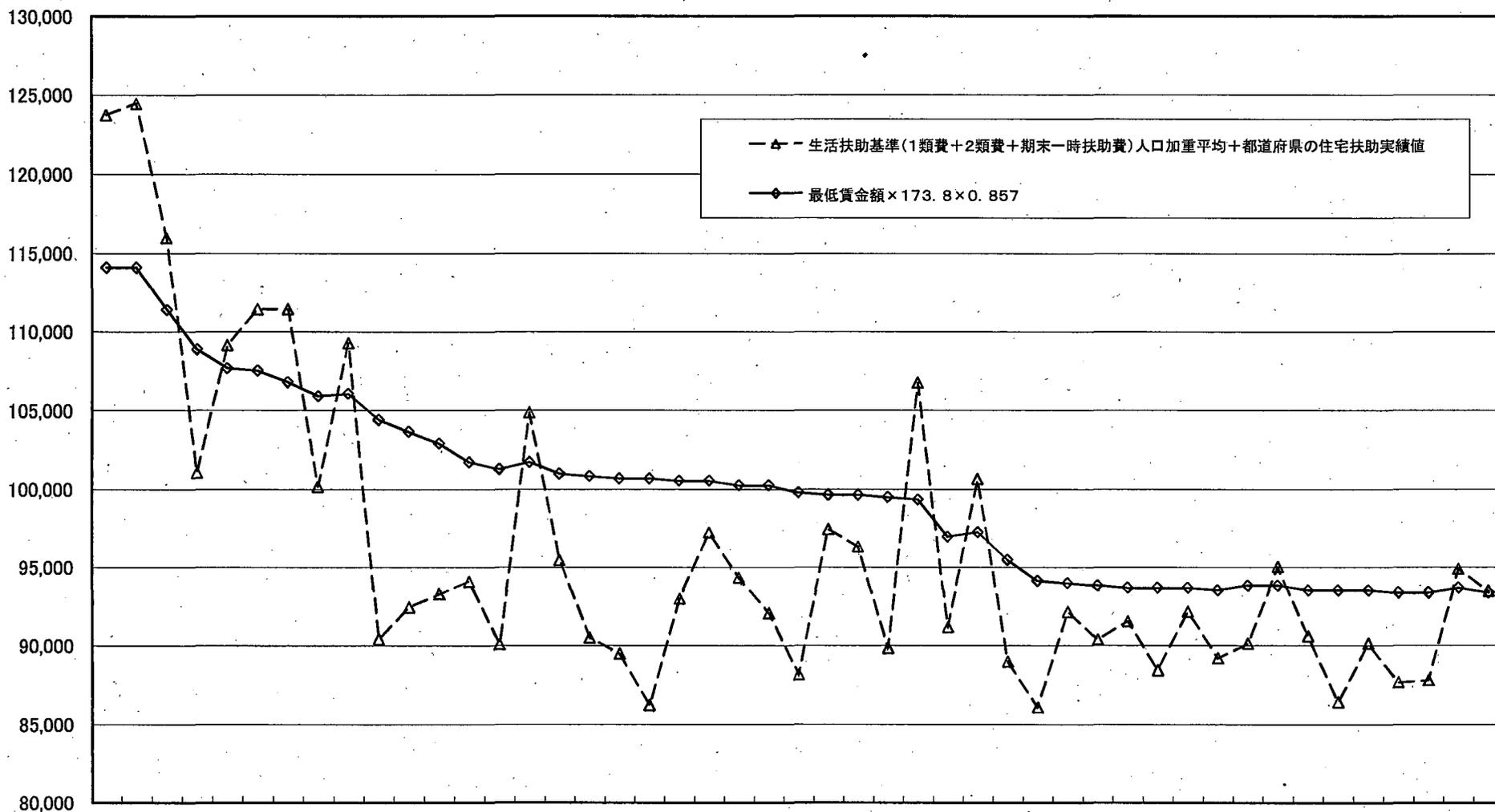
さらに、雇用戦略対話合意において、当該合意における最低賃金引上げの目標の円滑な達成を支援するため、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援等の取組を講じることを検討すべきとされており、本小委員会としては、政府において必要な検討が行われることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



-111-

東 京 神 奈 川 大 阪 愛 知 千 葉 埼 玉 京 都 静 岡 兵 庫 三 重 岐 阜 滋 賀 栃 木 長 野 広 島 奈 良 富 山 茨 城 山 梨 群 馬 福 岡 石 川 和 歌 山 福 井 山 崎 新 潟 山 口 北 海 道 香 川 宮 城 福 島 徳 島 愛 媛 高 知 鳥 取 島 根 山 形 熊 本 大 分 青 森 岩 手 佐 賀 長 崎 宮 崎 鹿 児 島 秋 田 沖 縄

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)データは平成20年度のもの。  
 注4)0.857は時間額627円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。